

労働者派遣法に基づくマージン率の公開(2025年4月1日時点)

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます（小数点以下一位未満を四捨五入する）。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

◆ 仙台事業所

派遣労働者の数	5人
派遣先	1カ所
派遣平均金額	¥27,846（1人1日8時間換算）
派遣労働者平均賃金	¥17,493（1人1日8時間換算）
マージン率	37.2%

◆ 広島サービスセンター

派遣労働者の数	38人
派遣先	7カ所
派遣平均金額	¥20,101（1人1日8時間換算）
派遣労働者平均賃金	¥14,473（1人1日8時間換算）
マージン率	28.0%

◆ 江刺事業所

派遣労働者の数	4人
派遣先	1カ所
派遣平均金額	¥22,836（1人1日8時間換算）
派遣労働者平均賃金	¥18,417（1人1日8時間換算）
マージン率	19.4%

<教育訓練に関する事項>

教育訓練の内容	賃金支給	実施主体	費用負担
安全・衛生に関する教育	有給	派遣元	無償
情報セキュリティに関する教育	有給	派遣元	無償
コンプライアンスに関する教育	有給	派遣元	無償
業務遂行に関する教育	有給	派遣元	無償

<マージン率に含まれるもの>

- ・ 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料）
- ・ 雇用保険料、労災保険料
- ・ 教育訓練費、福利厚生費
- ・ 有給休暇費用（年次有給休暇取得時、特別休暇取得時にかかる賃金）
- ・ 社員の人件費
- ・ 営業利益

<当社では労使協定方式を採用しております>

- ・ 労使協定締結日：2025年4月1日
- ・ 有効期間：2026年3月31日
- ・ 労使協定の範囲：全労働者